

健001	項目名	児童扶養手当費	
予算書項目	児童扶養手当費	ページ	27
年度	R元		
所属名	健康こども部 こども家庭課		
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 育成係 0857-20-3465		
款 民生費	【10次総の施策体系】 1201		
項 児童福祉費	【事業の経過及び背景】		
目 児童福祉総務費	離婚の増加によりひとり親家庭は増加している。平成22年度より父子家庭、平成24年度より配偶者からの暴力(DV)被害者も対象となった。また、平成28年度より多子加算が増額、平成30年度より全部支給にかかる所得制限限度額が引き上げされた。平成30年6月には、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、児童扶養手当法の改正により児童扶養手当の支払い回数の見直しが行われた。(令和元年9月1日施行)		
(単位:千円)	【事業の目的及び効果】		
補正前額	908,485	父親又は母親のいないひとり親家庭に手当を支給することで、その自立を扶助し、児童福祉の増進を図る。	
要求額	204,861	【事業の内容】	
総務部長段階査定額	204,861	児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の支払い回数の変更に伴う扶助費の増額	
市長段階査定額	204,861	<ul style="list-style-type: none"> 支払回数 年3回 → 年6回(令和元年度は5回) 支払月数 年12月 → 年15月(単年度限り) 手当額【見込み】1,106,575千円 - 【当初】901,714千円 = 【補正額】204,861千円 <補助率> 国3分の1 	
区分	補正額	【事業の内容】	
財源内訳		児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の支払い回数の変更に伴う扶助費の増額	
国・県支出金	68,287	<ul style="list-style-type: none"> 支払回数 年3回 → 年6回(令和元年度は5回) 支払月数 年12月 → 年15月(単年度限り) 手当額【見込み】1,106,575千円 - 【当初】901,714千円 = 【補正額】204,861千円 <補助率> 国3分の1 	
地方債	0		
その他	0		
一般財源	136,574		
計	204,861		
行財政改革課処理欄			

健002	項目名	未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金	
予算書項目	未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金	ページ	27
年度	R元		
所属名	健康こども部 こども家庭課		
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 育成係 0857-20-3465		
款 民生費	【10次総の施策体系】 1201		
項 児童福祉費	【事業の経過及び背景】		
目 母子福祉費	令和元年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別給付金を支給する。		
(単位:千円)	【事業の目的及び効果】		
補正前額	0	未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5%=17,500円となることを踏まえ、支給対象者1人につき一律に17,500円の給付金を支給することにより、経済的な負担の軽減となる。	
要求額	9,428	【事業の内容】	
総務部長段階査定額	4,578	未婚のひとり親(児童扶養手当受給者) 250名(見込)	
市長段階査定額	4,578	補助率 国10/10	
区分	補正額	【事業費】 4,578千円	
財源内訳		扶助費 4,375千円(17,500円×250名)	
国・県支出金	4,578	事務費 203千円	
地方債	0		
その他	0		
一般財源	0		
計	4,578		
行財政改革課処理欄			